第25例　ソフトウェア使用許諾契約書

ソフトウェア使用許諾契約書

（以下「甲」という。）並びに　　（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意する。

第１条（定義）

本契約において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「標準ソフトウェア」とは、ソースコード、オブジェクトコードあるいはその他の形式を問わず、別紙に定める仕様に適合するコンピュータソフトウェア及びその一部分を意味する。

二　「本ドキュメンテーション」とは、標準ソフトウェアに関するユーザー向け取扱説明書及び機能に関する仕様書を意味し、一切の追補及び改訂版及びそれらの一部分を含む。

三　「本ソフトウェア」とは、標準ソフトウェア、アップデート版、本ドキュメンテーション及びそれらの一部分を意味する。

四　「ライセンス期間」とは、納品日から30年を意味する。

第２条（使用許諾）

甲は乙に対し、本契約の各条項に従うことを条件に、乙内部でのデータ処理業務のためだけに、本ソフトウェアを使用できる非独占的な使用権を許諾する。

②　乙は以下の行為を行うことができる。

一　ライセンス期間中、本ソフトウェアを使用すること。

二　障害時バックアップの目的に必要かつ合理的な部数の本ソフトウェアの複製物を作成すること。

三　本ソフトウェアを使用するにあたり、必要かつ合理的な数だけ、本ドキュメンテーションを複製すること。

③　乙は、この書面による許諾なく、本ソフトウェアを一切改変してはならない。

第３条（引渡）

甲は乙に対し、以下の引渡日に、標準ソフトウェアを乙に引渡す。

引渡日　平成　年　月　日

第４条（ライセンス料）

乙は甲に対し、以下の日程に従い、本ソフトウェアの使用許諾の対価（消費税込）を支払う。

平成　年　月　日　　金　　円

第5条（秘密保持）

（省　略）

第6条（譲渡禁止）

甲または乙は、本契約に基づく権利または契約上の地位の全部または一部を、相手方の書面による承諾なくして、第三者に対して譲渡してはならない。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、両当事者記名捺印の上、各1通を保持する。

平成　　年　　月　　日

甲　　㊞

乙　　㊞

印紙税法の適用関係

印紙税法に定める課税物件ではない。

説明　この文書は、ソフトウェアの著作権を有している者から使用許諾を受けることを内容とするものであることから、第1号の1に掲げる文書の他いずれの課税物件にも該当しない。

第26例　ソフトウェアリース契約書

ソフトウェアリース契約書

株式会社を甲とし、　　株式会社を乙とし、甲乙間において甲が原権利者（　　株式会社）から取得した別紙記載のソフトウェア（以下、「本件ソフトウェア」という。）の使用許諾について、次の通り契約する。

第１条（目的物）

甲は原権利者が作成した本件ソフトウェアを、第三者に対して使用許諾する権利を有し、乙に対して、乙がこれを日本国内に非独占的に、甲の指定する機械システムに適用して賃貸（リース）することを許諾する。

第２条（契約の期間）

本契約のリース期間は、甲が乙に対し本件ソフトウェアを引き渡し、乙が受領証を発行した日から３年間とする。

第３条（禁止行為）

１．甲は、本件ソフトウェアを指定された機械システム以外で賃貸（使用）してはならない。甲は、本件ソフトウェアを通常の業務のために善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

２．甲は、本件ソフトウェアを変更することができない。

３．甲は、本契約に基づく使用権につき再使用権を設定若しくは第三者に譲渡し、または本件ソフトウェア若しくはその複製物を第三者に譲渡転貸若しくは占有の移転をしてはならず、また甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

４．甲は、本件ソフトウェアから得られた知識の漏洩をしてはならない。

第４条（使用料）

１．本件ソフトウェアの使用料（リース料）は、総額金　　円とし、乙は甲に対しこれを前条の契約期間中別表のとおり毎月　日限りその月分のリース料を甲に持参又は送金して支払う。

第５条（納入）

１．本件ソフトウェアの納入は、原権利者より直接乙に対して行う。

２．乙は前項の本件ソフトウェアにつき甲の納入後　日以内に検査を完了し、かつ本件ソフトウェアの受領証を甲の定める書式にて甲に交付する。

第６条（物件の返還）

１．期限が満了したときは、乙は直ちに本件ソフトウェアこれについての複製物を乙の指示に従って使用権設定者に返還又は処理するものとする。

２．本件ソフトウェアの返還は、甲の指定した場所で行うものとする。